

私立学校法の一部を改正する法律案参照条文

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

（役員）

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

（役員の選任）

第三十八条 （略）

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

- 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 (略)
- 5 学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、役員に準用する。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
 - 二 寄附行為の変更
 - 三 合併
 - 四 第五十条第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由による解散
 - 五 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - 六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものことができる。

民法(昭和二十九年法律第八十九号)(抄)

第五十四条 理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス